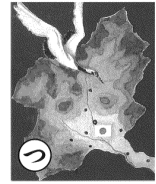




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月16日(火) 第10166号

## 目次

<b>公 告</b>		ページ
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課)		2
○都市計画汚物処理場の変更に係る縦覧(同)		2
○都市計画下水道の変更に係る縦覧(下水環境課)		2

## ■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和6年1月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 上小泉北西地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 邑楽郡大泉町大字上小泉の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び大泉町都市整備課
- 4 縦覧期間 令和6年1月16日から同月30日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画汚物処理場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画汚物処理場 1号前橋市し尿処理施設
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年12月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画下水道(前橋水質浄化センター)の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画下水道 前橋水質浄化センター
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年12月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び前橋市都市計画部都市計画課

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111